環境整備事業の申し込みから補助金交付までの流れ

事前相談書の提出（団体→市）

まず、皆様がどのような整備をしたいかを、市へ相談していただきます。その際、市からも環境整備事業について、説明させていただき、現地確認させていただきます。

指導依頼書の提出（第1号様式）（団体→市）

皆様で整備を目的とした団体を設立していただき、正式に市へ依頼の手続きを行います。

○添付書類

位置図

現地立会（地元・市・業者）

要望確認

工法検討

★地元団体にて業者の選定

見積り依頼（団体→業者）

現地立会の結果より、地元団体から業者に見積りを依頼していただきます。

見積り書の提出（団体→市）

市で比較積算をおこない見積額を確認し、見積額が積算額を超える場合、業者への指導及び打合せを実施します。

補助金交付申請書の提出（第2号様式）（団体→市）

○添付書類

団体の規約

団体の構成員・役員名簿

誓約書

位置図

実施計画書(見積図書)

資金計画書(金融機関が発行する残高証明書添付)

公図(写)・土地謄本または要約書（土地）（写）

権利者一覧表

※印は排水工事に必要な書類

工事承諾書

※土地占用承諾書（第8号様式）

※排水施設帰属議決書

可否決定通知（第3号様式）（市→団体）

補助金交付の可否及び補助金額について、市から地元団体へお知らせいたします。

工事請負契約締結（団体と業者）

市から補助金が交付されることが、確認された後、地元団体と施工業者の間で、工事契約をしていただきます。

通り抜け等がある道路

下水道部にて確認

○確認事項

通り抜け

公共施設と公道

下水道部より道路部へ照会

○添付書類

位置図

道路部にて確認

○確認事項

接続道路部の確認

現地調査

通り抜けの妥当性

公共性の有無決定（道路部→下水道部）

有→80%

無→65%

締結後（団体→市）

○提出書類

工事請負契約書（写）

内訳書

下請負人調書

主任技術者等選任通知書

技術者経歴証明書

工程表

※排水工事で材料支給が有る場合

⬇

資材支給請求書提出(第4号様式)

警察やガス管等の地下埋設施設管理者とは必要に応じ協議

工事着手 ～ 工事完了

工事完了した段階で、実施した工事について、地元団体で工事完了検査を実施していただきます。

工事の竣工報告（団体→市）

○提出書類

環境整備事業実績報告書（第6号様式）

出来形図書

工事写真

※排水工事の場合、市の検査後、排水施設帰属願書（第7号様式）を団体より市へ提出していただきます。

竣工検査（市→団体・業者）

市により、補助金の該当箇所が適正に工事が施工されたかを確認検査させていただきます。

確定通知書（第9号様式）（市→団体）

竣工検査の結果を踏まえ、補助金額の確定を実施し、地元団体へ補助金額の確定をお知らせいたします。

補助金振り込み 市→団体口座

工事費支払い（団体→業者）

環境整備事業完了

下水道河川管理課　維持第三係